



建設工事作業現場に出入りする一人親方さんは、「労災保険」に加入して『労災保険加入証明書』を提示しないと、作業現場に出入りできないことが多いので、該当する方は一人親方に特別加入されることをお勧めいたします。



本来、一人親方・自営業者は、就労中に負傷や病気・死亡等が発生した場合(業務災害)・出退勤時に事故に遭った場合(通勤災害)、適用されません。しかし適用される制度があります。労災保険の一人親方 特別加入制度です。

### 加入対象者

- ・建設の事業・業務を行う一人親方であること
- ・常態として労働者を使用しないで事業を行う者であること

### 給付内容（契約内容 給付基礎日額 10,000 円の場合）

#### 業務中に

怪我をした時	傷病が治るまで全額無料で治療が受けれます。
仕事を休業した時	{{(休業日数) - (3 日間)} × (8,000 円)が支給されます。
障害が残ってしまった時	障害給付 1 級 313 万円（年金） 14 級 56 万円（一時金）が支給されます。
その他の給付	遺族給付、葬祭料（60 万円）が支給されます。

通勤災害についても同様の給付が受けれます。

### 年間保険料

（単位 / 円）

給付基礎日額	保険料（年間）	給付基礎日額	保険料（年間）
3,500	24,273	10,000	69,350
4,000	27,740	12,000	83,220
5,000	34,675	14,000	97,090
6,000	41,610	16,000	110,960
7,000	48,545	18,000	12,4830
8,000	55,480	20,000	138,700
9,000	62,415	以上 13 種から選択	

給付基礎日額とは、1日の平均賃金を表します。

現在の所得に見合った額で給付基礎日額をご選択していただくのがよいと思われます。

（目安：月収 40 万円 給付基礎日額 12,000 円前後）

一人親方の特別加入は、単独では加入できません。

日本総合労務マネジメント協会  
〒530-0003  
大阪市北区堂島1-5-17 堂島グランドビル6F  
TEL：06-6131-8981 / FAX：06-6131-8982

## 一人親方特別加入手続きの流れ

### 加入申込書記入（一人親方特別加入申請書・誓約書）

((FAX番号))

上記2書類記入後、先にFAXを下さい。 **06-6131-8982**

特別加入承認(適用)日は、原則FAXを頂いた日の2日後以降となります。  
また、当団体及び労働基準監督署の休み(土日祝等)をはさむ場合、適用日は遅くなります。出来るだけ早めにご連絡をお願い致します。

FAXした書類の原本を郵送して下さい。

((送付先)) 〒530-0003

大阪府大阪市北区堂島1-5-17 堂島グランドビル6F

日本総合労務マネジメント協会

労働保険料を計算し、納入通知書を送付致しますので指定する

口座にお振込下さい。

入金確認後、『労働保険加入証明書』を送付致します。

一旦、完了です。每期保険料納付時期ごとに連絡さしあげます。

~~~~~日本総合労務マネジメント協会料金規定~~~~~

入会金 10,500円

月会費 1,500円